

昭和二十五年十二月二十三日受領
答 弁 第 二 〇 号

(質問の 二〇)

内閣衆質第二〇号

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国との講和條約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国との講和條約に関する質問に対する答弁書

「一部の国が日本との講和を希望しない場合は、」というのは、当然将来のことについて言っているのである。いわゆる多数講和は、いわゆる全面講和に対していわれるのであつて、一国でも日本との講和に反対してこれに参加しない場合は、日本として講和に応じないというような主張に対して、一日も早く、一国とも多くの国と講和したいという趣旨に出るものである。

右答弁する。